

## イラクへの自衛隊派遣に反対する意見書

政府は、自衛隊派遣を前提に、本年3月から11月まで計14回に上る調査団を派遣したが、この数カ月でイラクの事態は大きく変わっている。テロ攻撃で現地本部を爆破された国連は、外国人スタッフを撤退させ、赤十字国際委員会もバグダッドなど一部事務所を閉鎖した。シーア派の指導部を狙った爆弾テロで80人以上が死亡したと言われる「戦争終結後最大のテロ」以降も、アメリカ軍のヘリコプターに対する攻撃などにより、連日のように多数の犠牲者が出ている。ついに11月29日、イラクで職務を遂行していた外務省職員2人が殺害される事態に至ってしまった。

戦争の大義に関する疑問を残したまま、政府は、イラク復興支援法に基づき、12月中旬以降、順次、自衛隊をイラクに派遣しようとしている。そればかりか、政府職員や民間人などのいわゆる文民もバグダッドなどイラク都市部に派遣する方針と言われている。

自衛隊の派遣先に想定されているイラク南部では、イタリア軍の駐屯地が自爆攻撃の標的にされている。このような状態の中で、イラクから撤退したり、派遣の見送りを決める国も出ている。

イラク特別措置法は、首相と防衛庁長官に派遣部隊などの安全確保への配慮を義務づけている。イラクへの自衛隊の派遣は、「非戦闘地域」を前提にしているが、ブッシュ大統領による「戦争終結宣言」がなされ、既に半年が経過したが、イラクは戦争終結とはほど遠く、米英軍に対するレジスタンスになっているとも言われている。

また、政府は「国民保護法制」の名のもとに罰則規定を含んだ「要旨」を決定したが、実は「戦争反対」という国民の内心の自由を侵し、基本的人権を踏みにじるものであり認めることはできない。

自衛隊がアメリカの戦争に加担し、国民が強制的に動員されることなど望んでいない。

多くの国民は憲法第9条をしっかりと守ることを望んでいる。

よって、本市議会は、政府に対し、自衛隊の派遣計画をきっぱりと断念し、真にイラク国民の立場をしっかりと踏まえ、国連を中心にした復興のため真摯な努力を尽くすことを求めるものである。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成15年12月19日

三鷹市議会議長 榛澤茂量